

調査計画

- 1 調査の名称 平成23年産業連関構造調査（公共事業工事費投入調査における予備調査）
- 2 調査の目的 本調査は、産業連関表にあたり投入額推計の基礎資料を得ることを目的として実施を予定している「平成23年産業連関構造調査（公共事業工事費投入調査）」における調査対象工事件数を決定するための母集団となる、表に掲げる公共工事の総工事件数を把握することを目的とする。

表. 調査対象事業別工事種類一覧表

調査対象事業	調査対象工事種類				
1. 河川事業	①築堤工	②掘削工	③浚せつ工	④護岸・根固工	⑤揚排水機場
	⑥堰	⑦水門工	⑧樋門・樋管工	⑨その他の河川構造物	⑩その他
2. 河川総合開発事業	①提体	②管理設備	③放流設備	④ダム用仮設備	⑤補償工事
	⑥その他				
3. 海岸事業	①堤防工	②突堤工	③離岸堤工	④消波根固工	⑤護岸
	⑥樋門(管)工	⑦河口浚せつ工	⑧水門工	⑨その他	
4. 砂防及び地すべり対策事業	①ダム工	②流路工	③山腹工	④抑制工	⑤抑止工
	⑥その他				
5. 道路事業	①道路改良	②隧道工	③アスファルト舗装工	④セメント舗装工	⑤橋梁上部工
	⑥橋梁下部工	⑦道路補修	⑧その他		
6. 街路事業	①街路改良	②隧道工	③アスファルト舗装工	④セメント舗装工	⑤橋梁上部工
	⑥橋梁下部工	⑦立体交差	⑧連続立体交差	⑨共同溝施設	⑩モノレール道
	⑪その他				
7. 土地区画整理事業	①街路改良	②アスファルト舗装工	③公園関係	④下水道関係	⑤整地
	⑥河川関係	⑦その他			
8. 下水道事業	①排水施設	②ポンプ施設	③下水道終末処理施設	④その他	
9. 公園事業	①敷地造成	②園路広場	③修景施設	④休養施設	⑤遊戯施設
	⑥運動施設	⑦教養施設	⑧便益施設	⑨管理施設	⑩その他
10. 港湾整備事業	①航路・泊地	②防波堤	③護岸	④岸壁	⑤船揚場
	⑥道路	⑦橋梁	⑧緑地	⑨その他	
11. 港湾機能施設整備事業	①埠頭用地	②工業用地	③都市再開発用地	④荷役機械	⑤上屋
	⑥その他				
12. 空港整備事業	①空港用地造成	②空港舗装 a新設 b改良	③道路駐車場	④その他	
13. 災害復旧事業 (空港関係を除く)	①河川関係	②道路関係	③港湾関係	④その他	

3 調査対象の範囲

- (1) 地域的範囲 全国
- (2) 属性的範囲
- ・ 地方整備局等 (10)
[地方整備局 (8)、北海道開発局 (1)、沖縄総合事務局 (1)]
 - ・ 都道府県 (47)
 - ・ 政令指定都市 (19)
 - ・ 地方港湾管理者※を除く都道府県・政令指定都市に該当しない港湾管理者 (25)

※ 港湾法 (昭和25年法律第218号) 第2条第2項に掲げる「地方港湾」のみを管理する港湾管理者をいう。

4 報告を求める者

(1) 数

- | | |
|-----------------------------|-------|
| ① 【建設関係 (直轄事業及び国庫補助事業) 調査票】 | 76 団体 |
| ② 【建設関係 (都道府県単独事業) 調査票】 | 47 団体 |
| ③ 【港湾関係 (直轄事業及び国庫補助事業) 調査票】 | 78 団体 |
| ④ 【港湾関係 (港湾管理者単独事業) 調査票】 | 68 団体 |
| ⑤ 【空港関係 (直轄事業及び国庫補助事業) 調査票】 | 76 団体 |
| ⑥ 【空港関係 (都道府県単独事業) 調査票】 | 47 団体 |

(2) 選定の方法 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)

- ① 【建設関係 (直轄事業及び国庫補助事業) 調査票】
地方整備局等、都道府県、政令指定都市
- ② 【建設関係 (都道府県単独事業) 調査票】
都道府県
- ③ 【港湾関係 (直轄事業及び国庫補助事業) 調査票】
地方整備局等、地方港湾管理者を除く港湾管理者 (都道府県・政令指定都市を含む)
- ④ 【港湾関係 (港湾管理者単独事業) 調査票】
地方港湾管理者を除く港湾管理者 (都道府県・政令指定都市を含む)
- ⑤ 【空港関係 (直轄事業及び国庫補助事業) 調査票】
地方整備局等、都道府県、政令指定都市
- ⑥ 【空港関係 (都道府県単独事業) 調査票】
都道府県

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は別添1の調査事項一覧を参照）

工事種類別・工事規模別工事件数

(2) 基準となる期日又は期間

平成23年度に発注した工事

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

国土交通省一報告者

(2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ））

電子メールにより調査票を配布・回収する自計報告の方法で行う。なお、電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、パスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

5年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

平成24年4月1日～平成24年5月31日

8 集計事項

別添2の工事種類別・工事規模別発注工事件数を参照

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

概要及び詳細とも、インターネットにより公表する。

(2) 公表の期日

公共事業工事費投入調査の結果と併せて、平成26年3月までに行う。

10 使用する統計基準

本調査は、公共事業に係る工事件数の把握を目的とした調査であり、調査対象の範囲の画定及

び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

a) 記入済み調査票：10年

b) 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

(2) 保存責任者

国土交通省総合政策局情報政策課建設統計室長

公共事業工事費投入調査における予備調査〈調査事項一覧〉

工事種類別・工事規模別発注工事件数

工事種類内訳

1. 河川事業

- (1) 築堤工
- (2) 掘削工
- (3) 浚せつ工
- (4) 護岸・根固工
- (5) 揚排水機場
- (6) 堰
- (7) 水門工
- (8) 樋門・樋管工
- (9) その他の河川構造物
- (10) その他

2. 河川総合開発事業

- (1) 堤体
- (2) 管理設備
- (3) 放流設備
- (4) ダム用仮設備
- (5) 補償工事
- (6) その他

3. 海岸事業

- (1) 堤防工
- (2) 突堤工
- (3) 離岸堤工
- (4) 消波根固工
- (5) 護岸
- (6) 樋門（管）工
- (7) 河口浚せつ工
- (8) 水門工
- (9) その他

4. 砂防及び地すべり対策事業

- (1) ダム工
- (2) 流路工
- (3) 山腹工

(4) 抑制工

(5) 抑止工

(6) その他

5. 道路事業

(1) 道路改良

(2) 隧道工

(3) アスファルト舗装工

(4) セメント舗装工

(5) 橋梁上部工

(6) 橋梁下部工

(7) 道路補修

(8) その他

6. 街路事業

(1) 街路改良

(2) 隧道工

(3) アスファルト舗装工

(4) セメント舗装工

(5) 橋梁上部工

(6) 橋梁下部工

(7) 立体交差

(8) 連続立体交差

(9) 共同溝施設

(10) モノレール道

(11) その他

7. 土地区画整理事業

(1) 街路改良

(2) アスファルト舗装工

(3) 公園関係

(4) 下水道関係

(5) 整地

(6) 河川関係

(7) その他

8. 下水道事業

(1) 排水施設

(2) ポンプ施設

(3) 下水道終末処理施設

(4) その他

9. 公園事業

(1) 敷地造成

- (2) 園路広場
- (3) 修景施設
- (4) 休養施設
- (5) 遊戯施設
- (6) 運動施設
- (7) 教養施設
- (8) 便益施設
- (9) 管理施設
- (10) その他

10. 港湾整備事業

- (1) 航路・泊地
- (2) 防波堤
- (3) 護岸
- (4) 岸壁（重力式）
- (5) 岸壁（さん橋式）
- (6) 船揚場
- (7) 道路
- (8) 橋梁
- (9) 緑地
- (10) その他

11. 港湾機能施設整備事業

- (1) 埠頭用地
- (2) 工業用地
- (3) 都市再開発用地
- (4) 荷役機械
- (5) 上屋
- (6) その他

12. 空港整備事業

- (1) 空港用地造成
 空港舗装
- (2) a 新設
- (3) b 改良
- (4) 道路駐車場
- (5) その他

13. 災害復旧事業

- (1) 河川関係
- (2) 道路関係
- (3) 港湾関係
- (4) その他

工事規模内訳

1. 1,000 万円未満
2. 1,000 万円以上 5,000 万円未満
3. 5,000 万円以上 1 億円未満
4. 1 億円以上 5 億円未満
5. 5 億円以上 10 億円未満
6. 10 億円以上 20 億円未満
7. 20 億円以上

